

車両総重量

最大積載量

7トン以上または**4トン以上**の
事業用トラックの全てに
運行記録計(タコグラフ)の
装着が義務付けされます。

アナログ式運行記録計

デジタル式運行記録計



現在使用中の車両にも
平成**29年3月31日**
までに運行記録計を
装着する必要があります。

平成**29年4月1日**から適用

運行記録計による記録違反は **30日間の車両使用停止処分!**



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関